

条例等立案表

<p>題名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育委員会 学校政策課</p> <p>担当者名 久田 真由美</p> <p>電話番号 三 一 二 〇</p>
<p>制定理由 徳島県立徳島中央高等学校及び徳島県立豊学校の学科再編の完了に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p> <p>あらまし 一 徳島県立徳島中央高等学校の工業科の建築科、機械科、電気科については学科再編による募集停止後三年が経過し、在籍するすべての生徒が卒業したことに伴い、当該学科を廃止することとした。 二 徳島県立豊学校の高等部の理美容科、産業工芸科、被服科については学科再編による募集停止後二年が経過し、在籍するすべての生徒が卒業したことに伴い、当該学科を廃止することとした。 三 この規則は、平成二十四年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号) 第三十三条 高等学校設置基準(平成十六年文部科学省令第二十号) 第六条</p>	<p>考 備</p>
<p>法令審査会</p>	<p>要・否</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 西 池 氏 裕

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二徳島県立徳島中央高等学校の項中

工業			普通科
電気科	機械科	建築科	

を

普通科

に

改める。

別表第四徳島県立聾学校の項中

高等部					
産業情報科	理容科	被服科	産業工芸科	理美容科	普通科

を

高等部		
産業情報科	理容科	普通科

に改

める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(改正案)

別表第二(第三条関係)

高等学校定時制の課程

学校名	学科及び類名	所在地
(略)	(略)	(略)

徳島県立徳島中央高等学校	普通科	徳島市北矢三町一丁目
--------------	-----	------------

(略)

別表第四(第三条関係)
特別支援学校

学校名	部及び学科名	対象とする障害種別	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)

徳島県立豊学校	部	普通科	(略)	聴覚障害	徳島市中徳島町二丁目
(略)	高等部	理容科	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	産業情報科	(略)	(略)	(略)

(略)

(現行)

別表第二(第三条関係)

高等学校定時制の課程

学校名	学科及び類名	所在地
(略)	(略)	(略)

徳島県立徳島中央高等学校	普通科	徳島市北矢三町一丁目
(略)	工業科	(略)
(略)	電気科	(略)
(略)	機械科	(略)
(略)	建築科	(略)

(略)

別表第四(第三条関係)
特別支援学校

学校名	部及び学科名	対象とする障害種別	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)

徳島県立豊学校	部	普通科	(略)	聴覚障害	徳島市中徳島町二丁目
(略)	高等部	理美容科	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	被服科	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	産業工芸科	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	産業情報科	(略)	(略)	(略)

(略)

徳島県立学校規則の一部改正について

学校政策課

1 改正の概要

平成21年度に徳島科学技術高等学校に定時制夜間工業科が新設されたことに伴い、平成21年度入試から徳島中央高等学校の工業科の生徒募集が停止された。

このたび、徳島中央高等学校の建築科、機械科、電気科に在籍するすべての生徒が卒業したため、当該学科を廃止することとする。

また、聾学校の学科再編に伴い、平成22年度入試から聾学校高等部の理美容科、産業工芸科、被服科の生徒募集が停止された。

このたび、徳島県立聾学校高等部の理美容科、産業工芸科、被服科に在籍するすべての生徒が卒業したため、当該学科を廃止することとする。

2 施行期日

平成24年4月1日